4　山村振興・緑化推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　（略）
二　（削る。）
三　（略）
5　（略）
6　森業振興室は、林野庁の所掌に係る森業（森林における観光、保養若しくは教育又は林業の体験の機会の提供を行う事業その他の森林の空間若しくは自然環境又は森林資源を活用して行う事業（林業を除く。）をいう。）の振興に関する事務をつかさどる。
7　森業振興室に、室長を置く。
8～10　（削る。）
11～14　（略）
15　（削る。）
第五百三十五条　漁政部に、数理官二人及び漁業共済指導官一人を置く。
2　（略）
3　（外国漁船対策室並びに漁業監督指導官、上席漁業監督指導官、外国漁船取締企画官及び安全操業調整官）
第五百三十九条　漁業取締課に、外国漁船対策室並びに漁業監督指導官三十一人、上席漁業監督指導官三人、外国漁船取締企画官二人及び安全操業調整官二人を置く。
2～7　（略）
第五百三十九条の二　資源管理部に、漁獲監理専門官十三人及び上席漁獲監理専門官二人を置く。
2　（略）
3　上席漁獲監理専門官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び同項の事務を総括する。
（生態系保全室及び資源評価高度化専門官）
第五百四十一条　漁場資源課に、生態系保全室及び資源評価高度化専門官一人を置く。
2・3　（削る。）
4　（略）
（内水面漁業振興室並びに栽培養殖専門官、事業転換指導企画官、陸上養殖専門官及び内水面養殖企画官）
第五百四十二条　栽培養殖課に、内水面漁業振興室並びに栽培養殖専門官、事業転換指導企画官、陸上養殖専門官及び内水面養殖企画官それぞれ一人を置く。
2～5　（略）

4　山村振興・緑化推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　（略）
二　山村に滞在しつつ行う林業の体験その他の山村と都市との地域間交流に関すること。
三　（略）
5　（略）
（新設）
6～8　（略）
9　森林吸収源情報管理官は、森林による温室効果ガスの排出及び吸収に関する重要事項についての調査、企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
10～13　（略）
14　森林環境教育推進官は、森林環境教育の推進に関する企画及び連絡調整に関する事務を行う。
15　（略）
（数理官、漁船保険指導官及び漁業共済指導官）
第五百三十五条　漁政部に、数理官二人、漁船保険指導官一人及び漁業共済指導官一人を置く。
2　（略）
3　漁船保険指導官は、漁業保険管理官のつかさどる職務のうち漁船損害等補償に関する専門技術上の事項についての指導及び調査に関するものを助ける。
4　（略）
（外国漁船対策室並びに漁業監督指導官、上席漁業監督指導官、外国漁船取締企画官及び安全操業調整官）
第五百三十九条　漁業取締課に、外国漁船対策室並びに漁業監督指導官三十三人、上席漁業監督指導官三人、外国漁船取締企画官二人及び安全操業調整官二人を置く。
2～7　（略）
（漁獲監理専門官）
第五百三十九条の二　資源管理部に、漁獲監理専門官十五人を置く。
2　（略）
（新設）
（生態系保全室並びに資源技術専門官及び資源評価高度化専門官）
第五百四十一条　漁場資源課に、生態系保全室並びに資源技術専門官及び資源評価高度化専門官それぞれ一人を置く。
2・3　（略）
4　資源技術専門官は、水産資源に関する調査及び評価に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
5　（略）
（内水面漁業振興室並びに栽培養殖専門官、事業転換指導企画官、養殖国際専門官、陸上養殖専門官及び内水面養殖企画官）
第五百四十二条　栽培養殖課に、内水面漁業振興室並びに栽培養殖専門官、事業転換指導企画官、養殖国際専門官、陸上養殖専門官及び内水面養殖企画官それぞれ一人を置く。
2～5　（略）